定款

社会福祉法人陽光会

社会福祉法人陽光会定款

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人陽光会という。

(経営の原則等)

- 第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を福岡県北九州市門司区大字田野浦 1024 番地 6 に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員七名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員一名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営 についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合は、当該者が評議員として適任及び不適 任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任·解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ただし、外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成することを要 する。

(評議員の任期)

- 第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員は、無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第一○条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

(決議)

- 第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当る多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回 る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま での者を選任することとする。

(議事録)

- 第一四条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第十五条 この法人には、次の役員を置く。
- (1)理事 六名
- (2)監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とすることができる。 (役員の選任)
- 第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執

行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を 執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のもの に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任 することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員の報酬等)
- 第二一条 常勤理事に対して、 別に定める役員報酬規程に定める総額の範囲内で報酬等を 支給することができる。

(職員)

- 第二二条 この法人に職員を置く
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第二五条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (決議)
- 第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第二七条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の三種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 現金 1,000,000円
- (2) 福岡県北九州市門司区大字田野浦字藤ケ山 1018 番地 1、1018 番地 7 所在の鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 多目的ホール (床面積 375.95 ㎡)
- (3) 福岡県北九州市門司区大字田野浦字藤ケ山 1024 番地 6 所在の特別養護老人ホーム陽 光園、特別養護老人ホーム陽光園ユニット、陽光園デイサービスセンター及び社会福祉 法人陽光会介護支援センター敷地(9,854.54 ㎡)
- (4) 福岡県北九州市門司区大字田野浦字藤ケ山 1024 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸 屋根 3 階建 特別養護老人ホーム陽光園、特別養護老人ホーム陽光園ユニット、陽光園 デイサービスセンター及び社会福祉法人陽光会居宅介護支援センター建物一棟 (床面積 7,501.39 ㎡)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の 承認を得て、北九州市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、北九州市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第三○条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実 な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第三一条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日まで に、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、 同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、 承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するととも

に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする

- (1) 監查報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 居宅介護支援事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解 散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議 員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人 のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

- 第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北九州市長の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を 北九州市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人陽光会の掲示場に掲示するとともに、官報、 新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	西内弘之
理事 "" "" ""	西内久美子 広渡信行 秋本幸雄 後藤宗次 入口満太郎
監事"	矢野徳治 伊藤次郎

社会福祉法人陽光会理事会施行細則

平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生労働省大臣官房障害福祉部長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に準拠し、「社会福祉法人陽光会理事会施行細則」を次のとおり定める。

記

- 1 社会福祉法人陽光会定款第二九条の定めにより、この定款の施行日は、次のとおりとする。
 - *平成10年2月20日から適用する。
 - *平成10年12月4日から適用する。
 - *平成12年2月21日から適用する。
 - *平成13年10月1日から適用する。
 - *平成14年1月21日から適用する。
 - *平成15年12月21日から適用する。
 - *平成19年4月1日から適用する
 - *平成23年4月1日から適用する。
 - *平成24年5月24日から適用する。
 - *平成26年4月1日から適用する。
 - *平成27年9月9日から適用する。
 - *平成29年4月1日から適用する。
 - *令和05年2月6日から適用する。
 - *令和06年6月27日から適用する。

付 記

- *平成10年2月20日「平成9年2月11日発、社援企第218号通知」に係る定款変更申請。 第1条、第5条第1項第7項、第8条第2項、第9条第2項3項、第13条、第17条
 - 第2項3項 第22条、第23条第1項第2項、各号条文変更及び第18条の2追加。
- *平成10年3月18日「北九州市指令保地高第1171号」定款変更認可。
- *平成10年12月4日「第12条第2項基本財産(2)」に係る定款変更申請。
- *平成11年1月4日「北九州市指令保地高第700号」定款変更認可。
- *平成12年2月21日「第4章公益を目的とする事業」(居宅介護支援事業)の新設に係る定款変更申請。
- 第 12 条第 1 項乃至 5 項、各号条文変更及び第 4 章新設に伴う第 20 条以下第 27 条まで順次繰り下げ。
- *平成12年2月29日「北九州市指令保地高第742号」定款変更認可。
- *平成13年10月1日「平成12年12月1日発、障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉部長、児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について通知」」に基づき、「第一条(目的)」文言変更、「第三条(経営の原則)」追加、第四条以下順次繰下げ、「第五条(役員の定数)第1項」変更、「第10条(役員の任期)を「第六条(役員の任期)」に変更、「第7条(理事の選任等)及び第8条(監事の選任等)」を整合し「第七条(役員の選任等)」に変更、「第八条(役員の報酬)」追加、「第5条(理事会)を第九条」に変更、「第6条(理事長の職務の代理)」を「第一〇条」に変更、「第9条(監事による監査)を第一一条」に変更、以下順次繰下げ「第三章評議員及び評議員会」追加挿入、第四章資産及び会計以下第八章広告の方法その他まで各章順次繰下げ並びに「第一八条第2項(2)基本財産」に係る定款変更申請。
- *平成14年1月21日「第一八条第2項基本財産(2)」に係る定款変更申請。
- *平成14年2月15日「北九州市指令保地高第612号」定款変更認可。
- *平成15年12月21日「第一六条第2項評議員の定数」に係る定款変更申請。
- *平成16年1月8日「北九州市指令保地高第653号」定款変更認可。
- *平成 19 年 4 月 2 日「平成 17 年 4 月 14 日発、雇児発第 0414002 号、社援発第 0414003 号、老発第

0414006 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知「社会福祉法人の認可」についての一部改正通知」」に基づき、「第三条(経営の原則)」、「第7条(役員の選任等)、「第9条(理事会)」、「第14条(評議員の権限)」、「第19条(基本財産の処分)」、「第27条(種別)」、「第28条(剰余金が出た場合の処分)」、「第33条(定款の変更)」文言変更に係る定款変更申請。

- *平成19年4月12日「北九州市指令保地高第57号」定款変更認可。
- *平成23年4月1日「評議員会の廃止」に係る定款変更申請。
- *平成23年4月28日「北九州市指令保地介第69号」定款変更認可。
- *平成24年8月10日「基本財産の変更」に係る定款変更申請。
- *平成24年8月16日「北九州保地介第946号」定款変更認可。
- *平成26年1月27日「総則の変更」に係る定款変更申請。
- *平成26年2月17日「北九州市指令保地介第2392号」定款変更認可。
- *平成29年2月28日「北九州市指令保地介第3390号」定款変更認可。
- *令和 5年3月9日「北九州市指令保地介第3265号」定款変更認可。

社会福祉法人陽光会理事会運営細則

平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生労働省大臣官房障害福祉部長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に準拠し、「社会福祉法人陽光会理事会運営細則」を次のとおり定める。

記

- 1 社会福祉法人陽光会定款第九条第1項に定める「日常の業務」とは、次のものをいう。
 - ① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
 - ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
 - ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、 その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な 影響があるものを除く。また、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有す る場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする。
 - ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。 ただし、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会に おいて選任する他の理事が専決するものとする。
 - ⑤ 建設工事請負や物品納入の契約のうち、次のような軽微なもので経理規程第 58 条 (随意契約) に定める予定価格 250 万円以下の範囲とする。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除き、理事長が専決できる取得等の 範囲は前項⑤によるものとし、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を 有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする。
 - ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと 認められる物品の売却又は廃棄。

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除き、理事長が専決で処分できる 固定資産等の範囲は単品で 250 万円以下のものとし、当該売却等について理事長個人 が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するもの とする。

- ⑧ 予算上の予備費の支出。
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- ⑤ 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。 また、寄付金の募集に関する事項は専決できない。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

平成 19 年 4 月 1 日

付記

- *この規則は、平成13年10月1日から適用する。
- *この規則は、平成19年4月1日から適用する。